



平成 18 年 1 月 20 日

各 位

会社名 阪急ホールディングス株式会社
代表者名 代表取締役社長 角 和夫
(コード番号 9042 東証・大証第 1 部)
問合せ先 総務部長 野崎 光男
(TEL . 06-6373-5088)

当社株式の大量取得行為に関する対応策の導入について

当社は、本日開催の取締役会において、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させることを目的として、当社株式の大量取得行為に関する対応策（以下「本プラン」といいます。）の具体的な内容を決定し、その一環として新株予約権の発行登録を行うことを次のとおり決議しましたので、お知らせいたします。

1. 当社における企業価値・株主共同の利益の向上の取り組みについて

当社グループは、阪急創立 100 周年にあたる平成 19 年に向け、その歴史に相応しく、お客様をはじめとする皆様から賞賛される企業グループになることを目指して、平成 13 年 3 月に「阪急新世紀グループビジョン」を策定し、グループ全体の構造改革に着手いたしました。そして、平成 14 年度からの 3 年間、「阪急電鉄グループ 2002 中期経営計画」に基づき、事業の再編成・再構築を推進するとともに、バブル期前後に取得した土地の処理を進め、グループ全体の収益力向上や地価下落に影響されない財務構造の確立に取り組んだ結果、当社グループは今後安定して相応の利益を計上できる体制を整えることができました。

こうした取り組みの成果を踏まえ、平成 17 年 3 月には、「阪急電鉄グループ 2005 中期経営計画」(平成 17 年度から平成 19 年度を対象。以下「2005 中期経営計画」といいます。)を策定し、阪急創立 100 周年を迎える平成 19 年に向けて、引き続き財務体質の強化を進めながら、梅田阪急ビルの建て替えをはじめとする積極的な投資も行き、さらなる成長を図っております。

「阪急新世紀グループビジョン」では、「沿線に密着した事業展開」に基づく安心感・信頼感と、「エンタテインメント性の高いコンテンツ創造力」を当社グループの強み、すなわち企業価値の源泉と捉え、その強みを最大限発揮して沿線価値の向上と阪急テイストの強化を実現すべく、都市交通事業、不動産事業、旅行・国際輸送事業、ホテル事業、エンタテインメント・コミュニケーション事業及びリテール事業という 6 つのコア事業

体制を整備しました。そして、2005 中期経営計画と同時にスタートした純粋持株会社体制の下、各コア事業の競争力強化を図るとともに、各コア事業間にシナジーを生み出し、グループ全体として有機的な成長を遂げることで、企業価値ひいては株主共同の利益を向上させていくことを目指しています。

具体的には、当社グループが長年培ってきた有形・無形の経営資源を今後も維持・活用することにより、以下のような企業価値向上のための施策に取り組んでまいります。

第一に、鉄道という極めて公共性が高く社会に不可欠なインフラを提供する交通事業者としての社会的責任を全うしていくことを通じ、鉄道利用者や沿線住民をはじめとする皆様からの信頼を維持し、さらに深めてまいります。当社グループは、日頃から安全確保を最優先に事業を運営するとともに、2005 中期経営計画において、安全性をさらに高める ATS 改良工事や高架化工事等の安全対策工事や、駅のバリアフリー化等のサービス改善工事に積極的に取り組んでおります。今後も、短期的な利益追求のみに捉われることなく、中長期的な視点で鉄道事業者としての高度な社会的責任を果たしていくことが、皆様からの信頼を確保することとなり、結果的には安定的な高収益の維持につながるため、当社グループの企業価値向上の生命線となると考えております。

第二に、財務体質の健全化を背景に機動的・積極的に投資をおこない、沿線に賑わいをもたらす大規模開発を推進していくことにより、中長期的な事業成長を実現してまいります。当社グループは、2005 中期経営計画の下、梅田阪急ビルの建替や阪急西宮スタジアム跡地の開発をはじめとする大規模開発に着手していますが、今後も引き続きこうした開発事業に重点的に経営資源を配分することにより、中長期的にキャッシュフローを拡大・安定化させるとともに、沿線の魅力を高め、ひいては鉄道の旅客輸送人員を維持・拡大することを目指しています。また、こうした大規模開発に際しては、多額の資金が必要となることから、これまで取り組んできた財務体質の健全化をさらに進めて機動的な資金調達を可能とすることも、沿線価値の向上に向けた重要な課題です。

第三に、沿線に関わる行政機関・周辺住民・他の交通事業者等の関係当事者との協力・連携により沿線の魅力を高めてまいります。当社グループは、関西を中心に長年にわたり築き上げてきたこれらの関係当事者との深い信頼関係に基づき、2005 中期経営計画において、例えば、都市交通事業では、IC 決済サービス「PiTaPa」の導入社局の拡大、他社路線との相互直通の促進や、新駅設置計画の推進に取り組んでおります。また、不動産事業においては、沿線自治体と協議を行いながら、梅田阪急ビルの建替や阪急西宮スタジアム跡地の開発といった大規模開発を進めております。今後も継続的に沿線価値を高めていくためには、こうした関係当事者との信頼関係を維持・強化していくことが不可欠です。

第四に、新しい純粋持株会社体制の下、各コア事業の競争力強化による沿線価値の向上と阪急テイストの強化を通じて、コア事業間で相互に有機的なシナジー効果を最大限に発揮してまいります。当社グループは、関西において人気の高い沿線を抱える鉄道事業をはじめとした都市交通事業を着実に営みつつ、その沿線を中心とした不動産事業、

駅空間を活用したりテール事業に取り組んでおります。その一方で、これらの事業に培われた阪急ブランドを通じて、全国規模で旅行・国際輸送事業、ホテル事業を展開し、さらにエンタテインメント・コミュニケーション事業において、全国的な人気を誇る宝塚歌劇に代表される魅力ある創造性の高いコンテンツを提供することで、グループとしての総合力を有機的に高めてきました。今後も当社グループ全体の価値を最大化するためには、いずれのコア事業も重要かつ不可欠であると考えております。そのため、平成17年4月1日からスタートした純粋持株会社体制では、グループ経営機能を担う当社の下、各コア事業の中核会社である阪急電鉄、阪急交通社、阪急ホテルマネジメントの3社を中心に、各コア事業の競争力の強化とともに相互の連携を図り、さらにグループカード「HANA PLUS カード」の発行等を通じてコア事業間の有機的な結合を進めております。

また、当社は、2005 中期経営計画の推進にあたり、今後もより一層のコーポレート・ガバナンスの強化を図っていく予定です。具体的には、2005 中期経営計画の下で遂行される諸施策をより実効性あるものとするとともに、株主の皆様から当社の経営を付託された当社経営陣の株主の皆様に対する責任をより明確化するため、平成18年6月に予定される当社定時株主総会（以下「次回定時株主総会」といいます。）において、取締役の任期を1年に短縮する予定です。そのほか、当社は、今後2005 中期経営計画の推進に向けたコーポレート・ガバナンス体制につき検討を進め、更なる企業価値・株主共同の利益の最大化を追求してまいります。

2. 本プラン導入の目的 - 当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上

以上のとおり、当社は、2005 中期経営計画の下で、当社の企業価値・株主共同の利益を確保・向上させるための施策に邁進する所存ですが、近時、わが国の資本市場においては、新しい法制度の整備や企業構造・企業文化の変化等を背景として、対象となる会社の経営陣と十分な協議や合意のプロセスを経ることなく、突如として大量の株式の買付を強行するといった動きが顕在化しつつあります。

もとより、当社は、株式の大量買付であっても、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。また、株式会社の支配権の移転を伴う買付提案に応じるべきか否かの判断は、最終的には株主全体の意思に基づき行われるべきものです。

しかしながら、株式の大量買付の中には、その目的等から見て企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が買付の条件等について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買付者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買付者との交渉を必

要とするもの等、当社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

とりわけ、当社が2005中期経営計画の下で沿線価値の向上・阪急テイストの強化を実現し、企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させていくためには、上述のとおり、中長期的視点に立った安全対策への積極的な取組み等、鉄道事業者としての社会的責任を全うしていくこと、中長期的な事業成長のため、財務体質の健全化を背景とした機動的・積極的な投資による大規模開発を推進していくこと、沿線に関わる行政機関・周辺住民・他の交通事業者等の関係当事者との信頼関係を維持していくこと、当社グループのコア事業間の有機的なシナジーによる総合力を最大限発揮していくこと等に重点を置いた経営の遂行が必要不可欠であり、これらが当社の株式の買付を行う者により中長期的に確保され、向上させられるのでなければ、当社の企業価値ひいては株主共同の利益は毀損されることとなります。

一方、当社グループは、数多くのグループ関連企業から成り立ち、事業分野も都市交通事業、不動産事業、旅行・国際輸送事業、ホテル事業、エンタテインメント・コミュニケーション事業及びリテール事業といったコア事業を中心として、幅広い範囲に及んでいます。従って、外部者である買付者からの買付の提案を受けた際に、株主の皆様が、当社の有形無形の経営資源、将来を見据えた施策の潜在的効果、各事業分野の有機的結合により実現され得るシナジー効果、その他当社の企業価値を構成する要素を十分に把握した上で、当該買付が当社の企業価値・株主共同の利益に及ぼす影響を適切に判断することは、必ずしも容易ではないものと思われま

す。こうした事情に鑑み、当社取締役会は、当社株式に対する買付が行われた際に、買付に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提案するために必要な情報や時間を確保したり、株主の皆様のために買付者と交渉を行うこと等を可能とすることで、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反する買付行為を抑止するための枠組みとして、下記3.以下にその詳細を記載する本プランの導入が必要不可欠であると判断しました。

このような買収防衛策については、本来、株主の皆様のご意向を確認した上で導入するのが望ましいのは言うまでもありません。そこで、当社としては、次回定時株主総会までに、適切な買収防衛策について検討を進め、これを導入することを決定した場合には、次回定時株主総会においてかかる防衛策の導入につき株主の皆様のご意向を確認させていただきたく予定です。しかしながら、企業買収をめぐる近時の状況に鑑みると、次回定時株主総会において株主の皆様のご意向を確認させていただきまでの間にも、上記のような不適切な買付により当社の企業価値・株主共同の利益が害される危険が否定できず、これを防止するためには、現段階で一定の暫定的措置を講じておく必要があります。

以上の理由により、当社取締役会は、次回定時株主総会までの暫定的措置として、本プランを導入することを決定しました。もっとも、下記3.(6)「本プランの廃止及び変更」のとおり、次回定時株主総会までの間であっても、株主の皆様のご意向に従い、株主総会又は取締役会の決議に基づいて本プランが廃止されることはあります。

3. 本プランの内容

(1) 本プランの概要

(a) 本プランの発動に係る手続の設定

本プランは、まず、当社の企業価値・株主共同の利益を確保・向上させることを目的として、当社株式に対する買付が行われる場合に、買付者又は買付提案者（以下、併せて「買付者等」といいます。）に対し、事前に当該買付に関する情報の提供を求め、当社が、当該買付についての情報収集・検討等を行う期間を確保した上で、株主の皆様当社経営陣の計画や代替案等を提示したり、買付者等との交渉等を行っていくための手続を定めています（後記(2)「本プランの発動に係る手続」ご参照）。

(b) 差別的行使条件付新株予約権の発行と独立委員会の利用

買付者等が本プランにおいて定められた手続に従うことなく買付を行う等、買付者等による買付等が当社の企業価値・株主共同の利益を害するおそれがあると認められる場合（その詳細については後記(3)「本新株予約権発行の要件」ご参照）には、当社は、当該買付者等による権利行使は認められないとの行使条件が付された新株予約権（その詳細は後記(4)「本新株予約権の主な内容」にて後述するものとし、以下「本新株予約権」といいます。）を、その時点の全ての株主に対して株主割当ての方法により発行します。但し、会社法施行後は、同法第 277 条に定める新株予約権無償割当ての方法によることを予定しております。

なお、本新株予約権の発行、不発行等の判断については、当社取締役会の恣意的判断を排するため、独立委員会規程（その概要については別紙 2 ご参照）に従い、社外取締役等、当社経営陣から独立した者のみから構成される独立委員会の判断を経るものとします。本プランの導入当初における独立委員会の委員には、当社社外取締役から石川 博志氏（関西電力株式会社相談役）が、当社社外監査役から土肥 孝治氏（元 検事総長・弁護士）が、また、社外の有識者として河本 一郎氏（神戸大学名誉教授・弁護士）が、それぞれ就任しました。

(c) 本新株予約権の行使

仮に、本プランに従って本新株予約権が発行された場合には、買付者等以外の株主の皆様による本新株予約権の行使の結果、当該買付者等の有する当社株式の議決権割合を最大 50%まで希釈化させる可能性があります。

(2) 本プランの発動に係る手続

(a) 対象となる買付等

本プランにおいては、本新株予約権は、以下 又は に該当する買付又はその提案（以下、併せて「買付等」といいます。）がなされたときに、本プランに定められる手続に従い発行されることとなります。

当社が発行者である株券等¹について、保有者²の株券等保有割合³が 20%以上となる買付

当社が発行者である株券等について、公開買付け⁴に係る株券等⁵の株券等所有割合⁶及びその特別関係者⁷の株券等所有割合の合計が 20%以上となる公開買付

(b) 買付者等に対する情報提供の要求

上記(a)に定める買付等を行う買付者等は、当社取締役会が別段の定めをした場合を除き、買付の実行に先立ち、当社に対して、以下の各号に定める、買付者等の買付内容の検討に必要な情報（以下「本必要情報」といいます。）及び当該買付者等が買付に際して本プランに定める手続を遵守する旨の誓約文言等を記載した書面（以下「買付説明書」と総称します。）を、当社の定める書式により提出していただきます。

独立委員会は、当該買付説明書の記載内容が本必要情報として不十分であると判断した場合には、買付者等に対し、適宜回答期限を定めた上、自ら又は当社取締役会等を通して本必要情報を追加的に提出するよう求めることがあります。この場合、買付者等においては、当該期限までに、本必要情報を追加的に提供していただきます。

記

買付者等及びそのグループ（共同保有者、特別関係者及び（ファンドの場合は）組合員その他の構成員を含みます。）の詳細（具体的名称、資本構成、財務内容等を含みます。）

買付の目的、方法及び内容（買付対価の価額・種類、買付の時期、関連する取引の仕組み、買付方法の適法性、買付実行の蓋然性等を含みます。）

買付価格の算定根拠（算定の前提となる事実・仮定、算定方法、算定に用いた数値情報並びに買付に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの額及びその算定根拠等を含みます。）

買付資金の裏付け（買付資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体

¹ 証券取引法第 27 条の 23 第 1 項に定義されます。以下別段の定めがない限り同じとします。

² 証券取引法第 27 条の 23 第 3 項に基づき保有者に含まれる者を含みます。

³ 証券取引法第 27 条の 23 第 4 項に定義されます。

⁴ 証券取引法第 27 条の 2 第 6 項に定義されます。

⁵ 証券取引法第 27 条の 2 第 1 項に定義されます。

⁶ 証券取引法第 27 条の 2 第 8 項に定義されます。以下同じとします。

⁷ 証券取引法第 27 条の 2 第 7 項に定義されます。但し、同項第 1 号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第 3 条第 1 項で定める者を除きます。

独立委員会は、買付者等が出現した場合において、以下の手続を行うものとし
ます。

独立委員会は、買付者等が上記(b)に規定する手続を遵守しなかった場合、又は買付者等の買付内容の検討・買付者等との交渉の結果、買付者等による買付が下記(3)「本新株予約権発行の要件」に定める要件のいずれかに該当し本新株予約権を発行することが相当と判断した場合には、独立委員会検討期間の開始又は終了の有無を問わず、当社取締役会に対して、本新株予約権を発行することを勧告します。

独立委員会は、当該勧告の概要その他独立委員会が適切と認める事項について、決議後速やかに、情報開示を行います。

但し、独立委員会は、当該勧告後買付者等が買付を撤回した場合その他買付等が存しなくなった場合、又は、上記勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、買付者等による買付が下記(3)「本新株予約権発行の要件」に定める要件のいずれにも該当しないもしくは該当しても本新株予約権を発行することが相当ではないと判断するに至った場合には、改めて本新株予約権の発行の中止を含む別個の判断を行い、これを当社取締役会に勧告することができるものとし、かかる場合には、独立委員会は、当該勧告の概要その他独立委員会が適切と認める事項について、情報開示を速やかに行います。独立委員会は、買付者等の買付内容の検討・買付者等との交渉の結果、買付者等による買付が下記(3)「本新株予約権発行の要件」に定める要件のいずれにも該当しないもしくは該当しても本新株予約権を発行することが相当ではないと判断した場合、又は当社取締役会が独立委員会の要求にかかわらず上記(c)に規定する意見及び独立委員会が要求する情報・資料等を所定期間内に提示しなかった場合には、独立委員会検討期間の終了の有無を問わず、当社取締役会に対して、本新株予約権を発行しないことを勧告します。

独立委員会は、当該勧告の概要その他独立委員会が適切と認める事項について、決議後速やかに、情報開示を行います。

但し、独立委員会は、かかる勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、買付者等による買付が下記(3)「本新株予約権発行の要件」に定める要件のいずれかに該当し本新株予約権を発行することが相当と判断するに至った場合には、改めて本新株予約権の発行の勧告を含む別個の判断を行い、これを当社取締役会に勧告することができるものとし、かかる場合には、独立委員会は、当該勧告の概要その他独立委員会が適切と認める事項について、情報開示を速やかに行います。

独立委員会が、当初の独立委員会検討期間終了時まで、本新株予約権の発行又は不発行の勧告を行うに至らない場合には、独立委員会は、買付者等の買付内容の検討・買付者等との交渉・代替案の作成等に必要とされる範囲内

で、独立委員会検討期間を延長する旨の決議を行うことができます（なお、当該期間延長後、更なる期間の延長を行う場合においても同様の手続によるものとし、ます。）。

独立委員会は、独立委員会検討期間を延長するに至った理由、延長期間その他独立委員会が適切と認める事項について、当該延長の決議後速やかに、情報開示を行います。

上記延長の決議により独立委員会が検討期間を延長した場合、独立委員会は、引き続き、情報収集、検討等を行うものとし、延長期間内に本新株予約権の発行又は不発行の勧告や代替案の提示等を行うよう最大限努めるものとします。

(e) 取締役会の決議

当社取締役会は、独立委員会の上記勧告を最大限尊重して最終的に決定を行うものとします。当社取締役会は、かかる決定を行った場合速やかに、当該決定の概要その他当社取締役会が適切と認める事項について、情報開示を行います。

(3) 本新株予約権発行の要件

当社は、買付者等による買付が下記のいずれかに該当し本新株予約権を発行することが相当と認められる場合、上記(2)「本プランの発動に係る手続」(e)に記載される当社取締役会の決議により、本新株予約権を発行することを予定しております。なお、上記(2)「本プランの発動に係る手続」(d)のとおり、下記の要件に該当し本新株予約権を発行することが相当かどうかについては、必ず独立委員会の判断を経ることになります。

(a) 本プランに定める手続を遵守しない買付である場合

(b) 下記に掲げる行為により、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある買付である場合

株式を買い占め、その株式につき当社に対して高値で買取りを要求する行為
当社の経営を一時的に支配して、当社の重要な資産等を廉価に取得する等、
当社の犠牲の下に買付者等の利益を実現する経営を行うような行為
当社の資産を買付者等やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する行為

当社の経営を一時的に支配して、当社の事業に当面関係していない高額資産等を処分させ、その処分利益をもって、一時的な高配当をさせるか、一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って高値で売り抜ける行為

(c) 強圧的二段階買付（最初の買付で全株式の買付を勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式買付を行うことをいいます。）等株主に株式の売却を事実上強要するおそれのある

る買付である場合

- (d) 当社に、当該買付に対する代替案を提示するために合理的に必要な期間を与えることなく行われる買付である場合
- (e) 当社株主に対して、本必要情報その他買付内容を判断するために合理的に必要なとされる情報を十分に提供することなく行われる買付である場合
- (f) 買付の条件（対価の価額・種類、買付の時期、買付方法の適法性、買付実行の蓋然性、買付後における当社の従業員、取引先、顧客その他の当社に係る利害関係者の処遇方針等を含みます。）が当社の本源的価値に鑑み不十分又は不適當な買付である場合
- (g) 買付者等による買付後の経営方針又は事業計画の内容が不十分又は不適當であるため、鉄道事業の安全性もしくは公共性又は利用者の利益の確保に重大な支障をきたすおそれのある買付である場合

(4) 本新株予約権の主な内容

本プランに基づき発行する本新株予約権の主な内容は、以下のとおりです（本新株予約権の詳細については、別紙1「新株予約権の要項」をご参照下さい。）

(a) 割当対象株主

本新株予約権の発行に関する決議（以下「本新株予約権発行決議」といいます。）を行う時に当社取締役会が定める日（以下「割当期日」といいます。）における最終の株主名簿又は実質株主名簿に記載又は記録された株主に対し、その保有株式（但し、当社の保有する当社株式を除きます。）1株につき本新株予約権1個の割合で、本新株予約権を割り当てます。

(b) 本新株予約権の目的とする株式の種類及び数

本新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、本新株予約権1個当たりの目的となる株式数は、別途調整がない限り1株とします。

(c) 本新株予約権の総数

割当期日における最終の発行済株式総数（但し、同時点において当社の保有する当社株式の数を除きます。）を上限とします。

(d) 本新株予約権の発行価額

無償とします。

(e) 本新株予約権の行使に際して払込をなすべき額

本新株予約権の行使により交付される株式1株当たりの払込金額は、1円としま

す。

(f) 本新株予約権の行使期間

本新株予約権の発行日又は本新株予約権発行決議において当社取締役会が定める日を初日とし、1ヶ月間から2ヶ月間までの範囲で本新株予約権発行決議において当社取締役会が定める期間とします。但し、行使期間の最終日が払込取扱場所の休業日にあたる場合は、その翌営業日を最終日とします。

(g) 本新株予約権の行使条件

(i)特定大量保有者、(ii)その共同保有者、(iii)特定大量買付者、(iv)その特別関係者、もしくは(v)上記(i)ないし(iv)記載の者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲受もしくは承継した者、又は、(vi)上記(i)ないし(v)記載の者の関連者は、原則として本新株予約権を行使することができません。また、国内外の適用法令上、本新株予約権を行使することにより所定の手続が必要とされる非居住者も、原則として本新株予約権を行使することができません。なお、上記に用いられる用語の定義及び詳細については、別紙1「新株予約権の要項」をご参照下さい。

(h) 本新株予約権の消却事由及び消却の条件

本新株予約権については、消却事由及び消却の条件は定めないものとします。

(i) 本新株予約権の譲渡

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要します。

(j) 会社法施行後の取扱い

会社法施行後は、前記(1)「本プランの概要」(b)にて記載したとおり、株主割当ての方法による発行に代えて、同法第277条に定める新株予約権無償割当ての方法を用いることを予定しています。

また、本新株予約権の内容については、当社が本新株予約権を当社株式と引換えに取得できる旨の条項(取得条項)を加える等、適宜適切な変更を加える場合があります。

(5) 本プランの有効期間

本プランの有効期間は、平成18年6月30日までとします。

(6) 本プランの廃止及び変更

本プランの導入後、有効期間の満了前であっても、当社の株主総会において本

プランを廃止する旨の議案が承認された場合、又は 当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとします。従って、本プランについては、株主の皆様のご意向に従ってこれを廃止させることが可能です。また、本プランの有効期間中であっても、独立委員会の検討に基づき、必要に応じて本プランを見直し、もしくは変更し、又は別の買収防衛策を導入する場合があります。

当社は、本プランが廃止又は変更された場合には、当該廃止又は変更の事実及び（変更の場合には）変更内容その他当社取締役会又は独立委員会が適切と認める事項について、情報開示を速やかに行います。

4. 本プランの高度な合理性

(1) 買収防衛策に関する指針の要件を完全に充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が平成 17 年 5 月 27 日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性の原則）を完全に充足しています。

(2) 株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること

本プランは、上記 2.「本プラン導入の目的」にて記載したとおり、当社株式に対する買付等がなされた際に、当該買付に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や時間を確保したり、株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入されるものです。

(3) 株主意思を重視するものであること

本プランは、上記 2.「本プラン導入の目的」にて記載したとおり、次回定時株主総会までの間の暫定的措置として導入されるものです。このことから、本プランの有効期限は平成 18 年 6 月 30 日に設定されており、当社は、次回定時株主総会にて、本プランと同様のプラン又は別の買収防衛策を導入することにつき、改めて株主の皆様のご意向を確認させていただくこととなります。また、上記 3.(6)「本プランの廃止及び変更」にて記載したとおり、本プランの有効期限の満了前であっても、株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されることになり、その意味で、本プランの消長には、株主の皆様のご意向が反映されることとなっております。

(4) 独立性の高い社外者の判断の重視

当社は、本プランの導入にあたり、当社取締役会の恣意的判断を排除し、株主の皆様のために本プランの発動等の運用に際しての実質的な判断を客観的に行う機関として、独立委員会を設置しました。

独立委員会は、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、(i)当社社外取締役、(ii)当社社外監査役、又は(iii)有識者のいずれかに該当する委員3名以上により構成されます(上記3.(1)「本プランの概要」にて記載したとおり、本プランの導入当初における独立委員会の委員は、石川 博志氏、土肥 孝治氏及び河本 一郎氏の3名です。)

実際に当社株式に対して買付等がなされた場合には、上記3.(2)「本プランの発動に係る手続」にて記載したとおり、こうした独立委員会が、独立委員会規程に従い、当該買付が当社の企業価値・株主共同の利益を毀損するか否か等の実質的な判断を行い、当社取締役会はその判断を最大限尊重して商法上の決議を行うこととします。

このように、独立委員会によって、当社取締役会が恣意的に本プランの発動を行うことのないよう、厳しく監視するとともに、同委員会の判断の概要については株主の皆様には情報開示をすることとされており、当社の企業価値・株主共同の利益に適うように本プランの実際の運営が行われる仕組みが確保されています。

(5) 合理的な客観的要件の設定

本プランは、上記3.(3)「本新株予約権発行の要件」にて記載したとおり、予め定められた合理的かつ詳細な客観的要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しているものといえます。

(6) 第三者専門家の意見の取得

上記3.(2)「本プランの発動に係る手続」(c)にて記載したとおり、買付者等が出現すると、独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者(ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家)の助言を得ることができることとされています。これにより、独立委員会による判断の公正さ・客観性がより強く担保される仕組みとなっています。

(7) デッドハンド型買収防衛策ではないこと

上記3.(6)「本プランの廃止及び変更」にて記載したとおり、本プランは、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により廃止することができるものとされており、当社の株券等を大量に買い付けた者が、当社株主総会で取締役を指名し、かかる取締役で構成される取締役会により、本プランを廃止することが可能です。

従って、本プランは、デッドハンド型買収防衛策(取締役会の構成員の過半数を

交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策)ではありません。

5. 株主の皆様への影響

(1) 本プランの導入時に株主の皆様にご与える影響

本プランの導入時点においては、本新株予約権の発行自体は行われませんので、株主及び投資家の皆様の権利・利益に直接具体的な影響が生じることはありません。

(2) 本新株予約権の発行時に株主の皆様にご与える影響

当社取締役会が本新株予約権発行決議において別途設定する割当期日における株主の皆様に対し、その保有する株式1株につき1個の割合で、本新株予約権が無償にて割り当てられます。仮に、株主の皆様が、権利行使期間内に、所定の行使価額相当の金銭の払込その他本新株予約権の行使に係る手続を経なければ、他の株主の皆様による本新株予約権の行使により、その保有する当社株式が希釈化することになります(但し、会社法施行後、当社が本新株予約権を当社株式と引換えに取得することができる場合とは、当社が取得の手続を取れば、株主の皆様は、行使価額相当の金銭を払い込むことなく、当社による本新株予約権の取得の対価として当社株式を受領するため、こうした希釈化は生じません。)

(3) 発行に伴って株主の皆様が必要となる手続

(a) 名義書換の手続

当社取締役会において、本新株予約権を発行することを決議した場合には、当社は、本新株予約権の割当期日を公告いたします。割当期日における最終の株主名簿又は実質株主名簿に記載又は記録された株主に本新株予約権の引受権が付与されます(会社法施行後における新株予約権無償割当ての場合は、本新株予約権が割り当てられます。)ので、株主の皆様におかれては、速やかに株式の名義書換手続を行っていただく必要があります(なお、証券保管振替機構に対する預託を行っている株券については、名義書換手続は不要です。)

(b) 本新株予約権の申込の手続

当社は、割当期日における最終の株主名簿又は実質株主名簿に記載又は記録された株主の皆様に対して、本新株予約権の引受権の付与通知及び本新株予約権の申込書を送付いたします。当社株主の皆様には、別途当社取締役会決議で定める本新株予約権の申込期間内に、申込書に必要な事項を記載・捺印の上、申込取扱場所に提出することにより、本新株予約権の申込を行っていただきます。当該申込期間内に申込を行わなかった株主の皆様は、申込の権利を失い、本新株予約権を引き受けることができなくなります。

但し、会社法施行後において、同法第 277 条に定める新株予約権無償割当ての方法により株主の皆様には本新株予約権が割り当てられる場合には、上記のような申込の手続は不要となり、割当期日における最終の株主名簿又は実質株主名簿に記載又は記録された株主の皆様は、当該新株予約権無償割当ての効力発生日において、当然に新株予約権者となります。

(c) 本新株予約権の行使の手続

当社は、申込期間内に本新株予約権の申込を行った株主の皆様（新株予約権無償割当ての場合には、割当期日における最終の株主名簿又は実質株主名簿に記載又は記録された株主の皆様）に対し、本新株予約権の行使請求書（株主ご自身が特定大量保有者でないこと等の誓約文言を含む当社所定の書式によるものとします。）その他本新株予約権の権利行使に必要な書類を送付いたします。本新株予約権の発行後、株主の皆様においては、権利行使期間内に、これらの必要書類を提出した上、本新株予約権 1 個当たり 1 円を払込取扱場所に払い込むことにより、1 個の本新株予約権につき、1 株の当社普通株式が発行されることとなります。

但し、会社法施行後、当社が本新株予約権を当社株式と引換えに取得することができることと定められた場合には、当社が取得の手続を取れば、当社取締役会が取得の対象として決定した本新株予約権を保有する株主の皆様は、行使価額相当の金銭を払い込むことなく、当社による当該本新株予約権の取得の対価として、当社株式を受領することとなります（なお、この場合、かかる株主の皆様には、別途、ご自身が特定大量保有者でないこと等を誓約する当社所定の書式による書面をご提出いただくことがあります。）

上記のほか、申込方法（ないしは割当方法）、名義書換方法及び払込方法（ないしは当社による本新株予約権の取得方法）の詳細につきましては、本新株予約権発行決議が行われた後、株主の皆様に対して公表又は通知いたしますので、当該内容をご確認下さい。

以上

新株予約権の要項

(1) 発行する新株予約権の総数

新株予約権の発行決議（以下「新株予約権発行決議」という。）において当社取締役会が割当期日として定める日（以下「割当期日」という。）における当社の最終の発行済株式数（但し、同時点において当社の有する当社普通株式の数を除く。）を上限とする。

(2) 募集方法

割当期日における最終の株主名簿又は実質株主名簿に記載又は記録された株主に対し、その保有株式（但し、同時点において当社の有する当社普通株式の数を除く。）1株につき新株予約権1個の割合で、新株予約権を割り当てる。

(3) 申込期間・発行日

新株予約権発行決議において当社取締役会が定める。

(4) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

1) 新株予約権の目的となる株式の種類

当社普通株式とする。

2) 新株予約権の目的となる株式の数

- (i) 新株予約権1個当たりの目的となる株式の数（以下「対象株式数」という。）は、1株とする。但し、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、対象株式数は次の算式により調整されるものとし、調整の結果生ずる1株未満の端数は切り捨てるものとし、現金による調整は行わない。

調整後対象株式数=調整前対象株式数×分割・併合の比率

- (ii) 調整後対象株式数は、株式分割の場合は株主割当日の翌日以降、株式併合の場合は、商法第215条第1項に規定する一定の期間満了日の翌日以降、これを適用する。

- (iii) 上記(i)に定めるほか、資本減少、合併、会社分割等を行う場合で、対象株式数の調整を必要とするときには、資本減少、合併、会社分割の条件等を勘案の上、対象株式数につき合理的な調整を行うものとする。

(5) 新株予約権の発行価額

無償とする。

(6) 新株予約権の行使に際して払込みをなすべき額

新株予約権の行使に際して払込みをなすべき額は、新株予約権の行使に際して払込みをなすべき当社普通株式 1 株当たりの額（以下「行使価額」という。）に対象株式数を乗じた価額とする。行使価額は 1 円とする。

(7) 新株予約権の行使に際して払込みをなすべき額の払込取扱銀行及び払込取扱場所

新株予約権発行決議において当社取締役会が定める。

(8) 新株予約権の行使期間

新株予約権の発行日又は新株予約権発行決議において当社取締役会が定める日を初日とし、1 ヶ月間から 2 ヶ月間までの範囲で新株予約権発行決議において当社取締役会が定める期間とする。但し、行使期間の最終日が払込取扱場所の休業日にあたる場合は、その翌営業日を最終日とする。

(9) 新株予約権の行使条件

- 1) (i)特定大量保有者、(ii)その共同保有者、(iii)特定大量買付者、(iv)その特別関係者、もしくは(v)上記(i)ないし(iv)記載の者から新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲受けもしくは承継した者、又は、(vi)上記(i)ないし(v)記載の者の関連者は、新株予約権を行使することができない。

なお、上記に用いられる用語は次のとおり定義される。

- (i) 「特定大量保有者」とは、当社が発行者である株券等（証券取引法第 27 条の 23 第 1 項に定義される。以下別段の定めがない限り同じ。）の保有者（同法第 27 条の 23 第 3 項に基づき保有者に含まれる者を含む。）で、当該株券等に係る株券等保有割合（同法第 27 条の 23 第 4 項に定義される。）が 20% 以上となる者もしくは 20% 以上となると当社取締役会が認めた者をいう。
- (ii) 「共同保有者」とは、証券取引法第 27 条の 23 第 5 項に定義される（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含む。）。なお、同条第 6 項に基づき共同保有者とみなされる者を含む。
- (iii) 「特定大量買付者」とは、公開買付け（証券取引法第 27 条の 2 第 6 項に定義される。）によって当社が発行者である株券等（証券取引法第 27 条の 2 第 1 項に定義される。）の買付け等（同法第 27 条の 2 第 1 項に定義される。以下同じ。）の公告を行った者で、当該買付け等の後におけるその者の所有

(これに準ずるものとして証券取引法施行令第7条第3項に定める場合を含む。)に係る株券等(同法第27条の2第1項に定義される。)の株券等所有割合(同法第27条の2第8項に定義される。以下同じ。)とその者の特別関係者の株券等所有割合とを合計して20%以上となる者をいう。

- (iv) 「特別関係者」とは、証券取引法第27条の2第7項に定義される(当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含む。)。但し、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第1項で定める者を除く。
- (v) ある者の「関連者」とは、実質的にその者が支配し、その者に支配されもしくはその者と共同の支配下にある者として当社取締役会が認めた者、又はその者と協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいう。

- 2) 上記1)にかかわらず、下記 ないし の各号に記載される者は、特定大量保有者又は特定大量買付者に該当しないものとする。

当社、当社の子会社(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第3項に定義される。)又は当社の関連会社(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第5項に定義される。)

当社を支配する意図がなく上記1)(i)に記載する要件に該当することになった者である旨当社取締役会が認めた者であって、かつ、上記1)(i)に記載する要件に該当することになった後10日間(但し、当社取締役会がかかる期間を延長することができる。)以内にその保有する当社の株券等を処分等することにより上記1)(i)に記載する要件に該当しなくなった者

当社による自己株式の取得その他の理由により、自己の意思によることなく、上記1)(i)に記載する要件に該当することになった者である旨当社取締役会が認めた者(但し、その後、自己の意思により当社の株券等を新たに取得した場合を除く。)

その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値又は株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者(当社取締役会は、いつでもこれを認めることができる。また、一定の条件の下に当社の企業価値又は株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた場合には、当該条件が満たされている場合に限る。)

- 3) 適用ある外国の法令上、当該法令の管轄地域に所在する者が新株予約権を行使するために、(i)所定の手続の履行もしくは(ii)所定の条件(一定期間の行使禁止、所定の書類の提出等を含む。)の充足、又は(iii)その双方(以下「準拠法行使手続・条件」と総称する。)が必要とされる場合には、当該管轄地域に所在する者は、当該準拠法行使手続・条件が全て履行又は充足された場合に限り、新株予約権を行使することができる。但し、当該管轄地域に所在する者が新株予約権を行使する

ために当社が履行又は充足することが必要とされる準拠法行使手続・条件については、当社としてこれを履行又は充足する義務を負わないものとする。また、当該管轄地域に所在する者が新株予約権を行使することが当該法令上認められない場合(以下「準拠法行使禁止事由」という。)には、当該管轄地域に所在する者は、新株予約権を行使することができない。

- 4) 上記3)にかかわらず、米国に所在する者は、当社に対し、(i)自らが米国1933年証券法ルール501(a)に定義する適格投資家(accredited investor)であることを表明、保証し、かつ(ii)その保有する新株予約権の行使の結果取得する当社普通株式の転売は東京証券取引所及び大阪証券取引所における普通取引(但し、事前の取決めに基づかず、かつ事前の勧誘を行わないものとする。)によってのみこれを行うことを誓約した場合に限り、当該新株予約権を行使することができる。当社は、かかる場合に限り、当該米国に所在する者が当該新株予約権を行使するために当社が履行又は充足することが必要とされる米国1933年証券法レギュレーションD及び米国州法に係る準拠法行使手続・条件を履行又は充足するものとする。なお、米国における法令の変更等の理由により、米国に所在する者が上記(i)及び(ii)を充足しても米国証券法上適法に新株予約権の行使を認めることができないと当社取締役会が認める場合には、米国に所在する者は、新株予約権を行使することができない。
- 5) 新株予約権を有する者が本(9)の規定に従い新株予約権を行使することができない場合であっても、当社は、当該新株予約権を有する者に対して、損害賠償責任その他の責任を一切負わないものとする。

(10) 新株予約権の消却事由及び消却の条件

消却事由及び消却の条件は定めないものとする。

(11) 株式交換・株式移転の場合の新株予約権に係る義務の承継

割当期日後において、当社が完全子会社となる株式交換又は株式移転を行う場合は、当該時点において行使されていない新株予約権に係る義務を、当該株式交換又は株式移転による完全親会社となる会社に以下の決定方針に基づき承継させることができる。但し、新株予約権に係る義務の承継に関し、以下の決定方針に沿う記載のある株式交換契約書又は株式移転の議案につき当社の株主総会の承認を受けた場合に限るものとする。

承継された新株予約権の目的たる完全親会社の株式の種類

完全親会社の普通株式

承継された新株予約権の目的たる完全親会社の株式の数

株式交換又は株式移転の比率等に応じて合理的に調整する。調整後の1株未満の端数は切り捨てる。

承継された各新株予約権の行使に際して払込みをなすべき額

株式交換又は株式移転の比率等に応じて合理的に調整する。調整後の1円未満の端数は切り上げる。

承継された新株予約権の権利行使期間、その際の権利行使の条件等、消却事由等

上記(8)ないし(10)等に準じて、株式交換又は株式移転に際して当社取締役会が決定する。

取締役会による譲渡承認について

新株予約権の譲渡については、完全親会社の取締役会の承認を要する。なお、新株予約権を譲渡しようとする者が日本国外に所在する者であって、上記(9)3)及び4)の規定により新株予約権を行使することができない者(上記(9)1)の規定により新株予約権を行使することができない者を除く。)であるときは、当社取締役会は、下記(16)2) ないし の事由等を勘案して上記承認をするか否かを決定する。

(12) 新株予約権の行使により発行する新株の発行価額中資本に組入れない額

新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合、株式の発行価額の全額を資本に組入れるものとし、資本に組入れない額は零円とする。

(13) 新株予約権の行使の方法及び行使の請求場所

新株予約権の行使は、当社所定の新株予約権行使請求書(新株予約権者が特定大量保有者でないこと等の誓約文言を含む書式によるものとする。)に行使する新株予約権の個数、対象株式数及び住所等の必要事項を記載し、これに記名捺印したうえ、必要に応じて別に定める新株予約権行使に要する書類並びに商法、証券取引法その他の法令及びその関連法規(日本証券業協会及び本邦証券取引所の定める規則等を含む。)上その時々において要求されるその他の書類(以下「添付書類」という。)並びに(新株予約権に係る新株予約権証券(以下「新株予約権証券」という。)が発行された場合には)新株予約権証券を添えて払込取扱場所に提出し、かつ、当該行使に係る新株予約権の目的たる株式の行使価額全額に相当する金銭を払込取扱場所に払い込むことにより行われるものとする。なお、新株予約権者は、その所有する各新株予約権を個別に行使することができるものとし、かかる個別行使の際に残余の新株予約権がある場合には、当社は、当該新株予約権者の個別行使の日付と残余の新株予約権の個数を新株予約権原簿に記載又は記録するものとし、かつ(新株予約権証券が発行された場合には)当該新株予約権者の個別行使の日付と残余の新株予約権の個数を新株予約権証券に記載するか、残余の新株予約権の個数を表章する新株予約権証券を当該新株予約権者に交付するものとする。

(14) 新株予約権行使請求の効力発生時期

新株予約権の行使請求の効力は、上記(13)の規定に従い、行使に係る新株予約権行使請求書及び添付書類並びに（新株予約権証券が発行された場合には）新株予約権証券が払込取扱場所に到着した時とする。新株予約権の行使の効力は、かかる新株予約権の行使請求の効力が生じた場合であって、かつ、当該行使に係る新株予約権の目的たる株式の行使価額全額に相当する金銭が払込取扱場所において払い込まれた時に生じるものとする。

(15) 新株予約権行使により発行した株式の配当金又は中間配当金

新株予約権の行使により交付する当社普通株式に関する最初の配当金又は中間配当金は、新株予約権行使の効力発生日の属する配当計算期間の初めに新株予約権行使の効力が発生したものとみなして、これを支払う。

(16) 新株予約権の譲渡制限

- 1) 新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要する。
- 2) 新株予約権を譲渡しようとする者が日本国外に所在する者であって、上記(9)3)及び4)の規定により新株予約権を行使することができない者（上記(9)1)の規定により新株予約権を行使することができない者を除く。）であるときは、当社取締役会は、以下の事由等を勘案して上記承認をするか否かを決定する。

当該管轄地域に所在する者による新株予約権の全部又は一部の譲渡に関し、譲渡人及び譲受人が作成し署名又は記名捺印した差入書（下記 ないし に関する表明・保証条項、補償条項及び違約金条項を含む。）が提出されているか否か
譲渡人及び譲受人が上記(9)1)記載の(i)ないし(vi)のいずれにも該当しないことが明らかか否か

譲受人が当該管轄地域に所在せず、当該管轄地域に所在する者のために譲受しようとしている者ではないことが明らかか否か

譲受人が上記(9)1)の規定により新株予約権を行使することができない者のために譲受しようとしている者でないことが明らかか否か

(17) 新株予約権証券の発行制限

新株予約権証券は、新株予約権者の請求あるときに限り発行する。

(18) 新株予約権証券喪失の場合等

- 1) 新株予約権証券を喪失した者が、遅滞なくその記番号及び喪失の事由等を当社に届け出て、かつ、公示催告の手續をなし、除権決定の確定謄本を添えて代り証券の交付を請求したときは、当社は、この者に代り証券を交付することができる。但し、商法その他の関連法規が別段の規定を定める場合はそれに従う。

- 2) 新株予約権証券を毀損又は汚損したときは、当該証券を提出して代り証券の交付の請求をすることができる。この場合、当社は、当該証券と引き換えに代り証券を交付する。但し、その真贋の鑑別が困難なときは、上記 1)を準用する。
- 3) 上記 1)又は 2)に基づいて代り証券を交付する場合には、当社は、これに要した実費を徴収する。

(19) 新株予約権者に対する通知

- 1) 新株予約権者に対する通知は、新株予約権原簿に記載された新株予約権者の住所宛に書面により行うものとし、かかる通知は通常到達すべかりし時に到達したものとみなす。
- 2) 承諾については、新株予約権者に、その承諾を求める通知が到達したとみなされた日から 14 日以内に、新株予約権者により書面にて当社に対して別段の意思表示がなされない場合には、当社は新株予約権者がこれに承諾したものとみなすことができる。

(20) 法令の改正等による修正

法令の新設又は改廃により、上記各項に定める条項ないし用語の意義等に修正を加える必要が生じた場合においては、当該新設又は改廃の趣旨を考慮の上、上記各項に定める条項ないし用語の意義等を適宜合理的な範囲内で読み替えるものとする。

独立委員会規程の概要

- ・ 独立委員会は当社取締役会の決議により設置される。
- ・ 独立委員会の委員は、3名以上とし、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、(i)当社社外取締役、(ii)当社社外監査役、又は(iii)有識者のいずれかに該当する者の中から、当社取締役会が選任する。但し、有識者は、実績ある会社経営者、投資銀行業務に精通する者、弁護士、公認会計士もしくは会社法等を主たる研究対象とする研究者又はこれらに準ずる者でなければならず、また、別途当社取締役会が指定する善管注意義務条項等を含む契約を当社との間で締結した者でなければならない。
- ・ 独立委員会委員の任期は、平成18年6月30日までとする。但し、当社取締役会の決議により別段の定めをした場合はこの限りでない。
- ・ 独立委員会は、以下の各号に記載される事項について決定し、その決定の内容を、その理由を付して当社取締役会に対して勧告する。当社取締役会は、この独立委員会の勧告を最大限尊重して、最終的な決定を行う。なお、独立委員会の各委員及び当社各取締役は、こうした決定にあたっては、当社の利益に資するか否かの観点からこれを行うことを要し、専ら自己又は当社の経営陣の個人的利益を図ることを目的としてはならない。
 - 本新株予約権の発行もしくは不発行又は独立委員会検討期間の延長
 - 本新株予約権の発行の中止
 - 本プランの廃止又は変更
 - 本プラン以外の買収防衛策の導入
 - その他当社取締役会が判断すべき事項のうち、当社取締役会が独立委員会に諮問した事項
- ・ 上記に定めるところに加え、独立委員会は、以下の各号に記載される事項を行う。
 - 本プランの対象となる買付等の決定
 - 買付者等及び取締役会が独立委員会に提供すべき情報の決定
 - 買付者等の買付内容の精査・検討
 - 買付者等との交渉・協議
 - 買付者等による買付等に対する代替案の検討・提示
 - その他本プランにおいて独立委員会が行うことができると定められた事項
 - 当社取締役会が別途独立委員会が行うことができるものと定めた事項
- ・ 独立委員会は、買付者等に対し、買付説明書及び買付説明書の記載内容が本必要情報として不十分であると判断した場合には、本必要情報を追加的に提出するよ

う求める。また、独立委員会は、買付者等から買付説明書及び独立委員会から追加提出を求められた本必要情報が提出された場合、当社の取締役会に対しても、所定の期間内に、買付者等の買付内容に対する意見及びその根拠資料、代替案その他独立委員会が適宜必要と認める情報・資料等を提示するよう要求することができる。

- ・ 独立委員会は、必要があれば、直接又は当社取締役会等を通して間接に、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から買付者等の買付内容を改善させるために、買付者等と協議・交渉を行うものとし、また、株主に対する代替案の提示を行うものとする。
- ・ 独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含む。）の助言を得ること等ができる。
- ・ 各独立委員会委員は、買付等がなされた場合その他いつでも独立委員会を招集することができる。
- ・ 独立委員会の決議は、原則として、独立委員会の委員全員が出席し、その過半数をもってこれを行う。但し、やむを得ない事由があるときは、独立委員会委員の過半数が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行うことができる。

以 上